

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制

定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表3のとおりである。

表3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

| 事業の種類等 | 第1種対象事業 | 第2種対象事業 |
|------------------------|--|--------------|
| 1 県道、市町村道の建設 | 4車線、7.5km以上 | - |
| 2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設 | 200t/日以上 | - |
| し尿処理施設の建設 | 100kl/日以上 | - |
| 廃棄物最終処分場の建設 | 25ha以上 | 5ha以上25ha未満 |
| 3 工場等の建設 | 排ガス量10万Nm ³ /h以上 排出水量1万m ³ /日以上 | - |
| 4 公有水面の埋立て又は干拓 | 40ha以上 | 20ha以上40ha未満 |
| 5 流通業務団地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 6 住宅用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 7 工場用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 9 ゴルフ場用地造成事業 | 50ha以上 | 10ha以上50ha未満 |
| 10 その他の土地開発事業 | 75ha以上 | 30ha以上75ha未満 |
| 11 規則で定める事業 | - | - |

| | |
|------|------------------|
| 港湾計画 | 埋立て・掘込み面積150ha以上 |
|------|------------------|

第1種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第2種対象事業：第1種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

第4節 大分県生活環境の保全等に関する条例

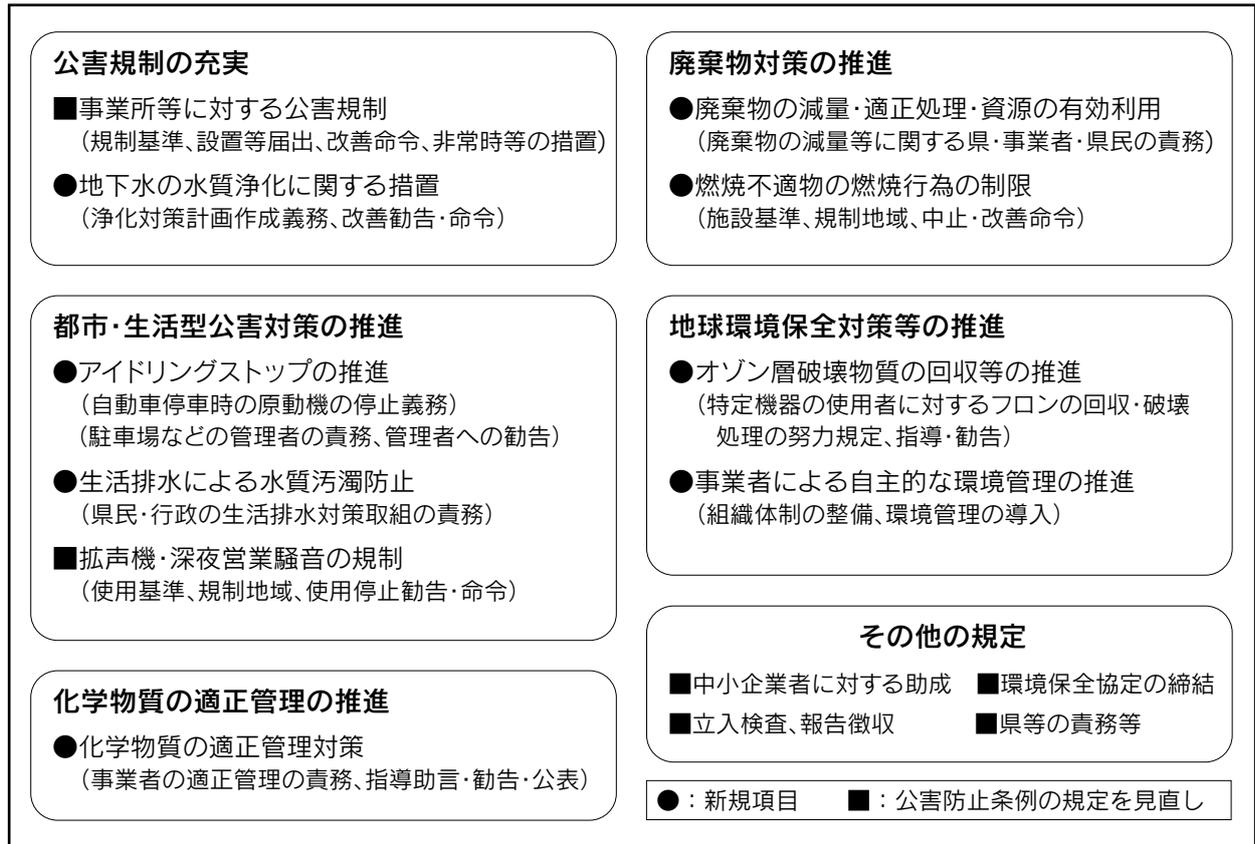
工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」、**アイドリングストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後も、この条例の適正な

運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

（条例の概要については図4参照）

図4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第5節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

平成15年9月からごみゼロおおいた作戦を開始したことによって、環境美化等のボランティア活動が盛んになった一方、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部の県民のモラル低下による身近な環境問題が生じていることに対応するために、新たな条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、ごみのポイ捨て等の問題に対応するとともに、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成することにより、ごみゼロおおいた作戦を県民運動として展開するための総合的・基本的な事項を網羅した「美しく快適な大分県づくり条例」を制定した。

2 条例の基本的性格

この条例は、県民意識調査やごみゼロおおいた作戦県民会議の意見、パブリックコメントなどを

通じて寄せられた様々な県民の声を反映しており、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県としての対応を広域的・全局的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務としてそれぞれが率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、これらの取組を推奨するための**顕彰**の実施や「**環境美化の日**」の設定を盛り込んでいる。

この条例で禁止される行為は、①ごみの投棄、②ピンクちらしの掲示等、③自動車・自転車の放置、④落書き、⑤サーチライト、レーザー等の**投光器の使用**(祭典等の一時使用を除く)、⑥動物のふん等の放置で、これらのうち①から⑤については違反者に罰則(5万円以下の過料)を科すこととしている。

また、歩行喫煙や携帯灰皿等を所持しない場合の喫煙を慎むこと、自動販売機設置事業者は回収容器を設置するとともにこれを適正に管理するこ